

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの
保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する
子どもの利用料が**無償化**されます。

保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する子ども

☆保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

☆無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

☆認定こども園の1号認定については、入園できる時期に合わせて、満3歳から利用料が無償化されます。

☆認定こども園の1号認定の預かり保育を利用する子どもについては、「保育の必要性」が認定されれば、利用日数に応じて、1.13万円までの範囲で無償化されます。ただし、預かり保育は、満3歳になった後の最初の3月31日を経過した子どもが対象となります。

☆0歳から2歳までの子どもは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

☆給食費(食材料費)、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の実費負担になります。

☆保育所、認定こども園、幼稚園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

認可外保育施設等を利用する子ども

(認可保育所、認定こども園等を利用しない子ども)

【対象者・利用料】

☆無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性」の認定の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

☆3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

☆認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

就学前の障害児の発達支援を利用する子ども

☆就学前の障害児の発達支援を利用する子どもは、既に独自の助成により、3歳から5歳までの利用料が無償となっています。

裏面には、各支給認定区分ごとに、
10/1からどのように変わるのがかを記載していますので、
そちらをご覧ください。

問合せ先

志布志市役所 本庁 福祉課 児童福祉係

TEL 099-474-1111



認定こども園等 1号認定子ども

(教育認定の子ども)



☆利用料が標準時間分(4時間分)が無償化になります。

認定こども園1号認定については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。

☆教育標準時間以外の「預かり保育」については、市から「保育の必要性」の認定を受ければ、利用日数に応じて、最大1.13万円までの範囲で「預かり保育」の利用料が無償化されます。「保育の必要性」とは、就労、出産等などの要件のことです。認定を受けるための申請書については、各施設を通じて配布しますので、「保育の必要性」を受けることを考えられる方はご提出をお願いします。ただし、預かり保育は、満3歳になった後の最初の3/31を経過した子どもが対象となります。

☆1号認定の満3歳児のうち、「保育の必要性」の認定を受けた満3歳に達する日後の最初の3/31までにあり、市町村民税非課税世帯の子どもは、「預かり保育」の利用料が1.63万円までの範囲で無償化されます。

☆給食費(食材料費)、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の実費負担になり、各施設にお支払いいただきます。

☆給食費は、主食費(ご飯、パンなど)と副食費(おかずなど)で構成されています。現在も主食費、副食費ともに実費分をお支払いしていただいておりますので、引き続き、皆様に負担していただきます。

☆「年収360万円未満相当世帯の子ども」と「第3子以降の子ども」については、副食費が免除されます。免除対象者については、市から通知します。

※「第3子以降の子ども」のカウント方法は、認定こども園(1号)は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子とカウントします。

2号認定子ども

(令和元年4/1時点で3歳以上で保育の認定を受けている子ども)



☆利用料が標準時間分(11時間分)が無償化されます。

☆給食費(食材料費)、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の実費負担になり、各施設にお支払いいただきます。

☆給食費は、主食費(ご飯、パンなど)と副食費(おかずなど)で構成されています。現在は2号認定子どもの主食費は実費徴収、副食費は保育料に含まれていました。今後は、主食費、副食費ともに実費分を引き続き、皆様に負担していただき各施設へお支払いいただきます。

☆「年収360万円未満相当世帯の子ども」と「第3子以降の子ども」については、副食費が免除されます。免除対象者については、市から通知します。

※「第3子以降の子ども」のカウント方法は、保育所等(2号・3号)は、小学校就業前までの最年長の子どもを第1子とカウントします。

3号認定子ども

(令和元年4/1時点で0~2歳の保育の認定を受けている子ども)



☆市町村民税非課税世帯の子どもの利用料が標準時間分(11時間分)が無償化になります。

☆通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の実費負担になり、各施設にお支払いいただきます。

☆市町村民税非課税世帯の子どもの給食費は免除されます。